

発議第19号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、  
熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

平成30年6月19日提出

熊本市議会議員	原口亮志
同	園川良二
同	江藤正行
同	津田征士郎
同	満永寿博
同	澤田昌作
同	高本一臣
同	田尻将博
同	上田芳裕
同	西岡誠也
同	浜田大介
同	藤山英美
同	上野美恵子

熊本市議会議長 くつき信哉 様

## 熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議員定数等のあり方検討会	議員定数及び各選挙区選出議員数のあり方に関し協議又は調整を行うため	議長が選任する議員	会長（会長が選任されるまでの間は、議長）
--------------	-----------------------------------	-----------	----------------------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を設置するため、所要の改正を行うものである。